

法務省の環境配慮について

平成15年7月11日
事務次官決定
令和6年11月22日
一部改定

「環境基本計画－環境の世紀への道しるべ」（平成12年12月22日閣議決定。以下「第二次環境基本計画」という。）に基づき、法務省の環境配慮について以下のとおり定める。

記

1 はじめに

政府は、持続可能な社会を構築するために、社会を構成するあらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚し、公平な役割分担の下で、自主的かつ積極的に環境負荷を低減していくことを目指すことが必要であることを認識し、「第二次環境基本計画」を閣議決定した。環境基本計画の効果的な実施のためには、自らの行動への環境配慮の織り込みに努めることが必要であり、「第二次環境基本計画」においても、関係府省庁は自主的に環境配慮の方針を明らかにし、その推進に努めるものとしている。

このため、法務省においては、環境基本計画の実行計画となる自らの環境配慮の方針を策定し、達成目標を含めた具体的取組とその推進体制の枠組みを定め、その取組の推進を図ることとする。

2 本年度までの政府の取組

環境基本計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）に明記された環境政策の基本理念を具現化していくための戦略を明らかにしたものであるが、「第二次環境基本計画」において、各府省庁による環境配慮の方針の作成などが初めて明記され、環境基本計画の推進体制の強化が図られた。

平成18年4月に閣議決定された「環境基本計画－環境から拓く 新たなゆたかさへの道－」（以下「第三次環境基本計画」という。）では、第二次環境基本計画から一歩進み、各主体における自らの行動への環境配慮の織り込みについて最大限努めるものとされた。特に、関係府省庁については、第三次環境基本計画に引き続き平成24年4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」においても、通常の経済活動の主体としての活動分野と、環境に影響を与え得る政策分野の両面において、それぞれの定める環境配慮の方針に基づき環境配慮を推進することとし、取組の一層の充実が示された。

平成30年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」においては、新たに「地域循環共生圏」の概念が提唱され、環境・経済・社会の統合的向上という方向性を政府内外で共有し、全ての主体が協力して、この具体化に向けて行動していくことが示された。

令和 6 年 5 月に閣議決定された「第六次環境基本計画」においては、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指すことが提唱され、「勝負の 2030 年」に向けて、科学に基づく取組のスピードとスケールを確保することなどが示された。

3 環境配慮の方針

1 及び 2 を踏まえ、環境配慮の方針について、以下のとおり定めることとする。

なお、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号）第 6 条に基づき、下記（1）ないし（5）の環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（1）温室効果ガスの総排出量に関する目標

平成 25 年度（2013 年度）を基準として、法務省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を令和 12 年度（2030 年度）までに 50 % 削減することを目指す。

（2）温室効果ガスの排出の削減のための具体的な取組

ア 太陽光発電の導入

令和 12 年度（2030 年度）には、法務省の設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50 % 以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

イ 新築建築物の Z E B 化

法務省の新築事業については、原則 Z E B Oriented 相当以上とし、令和 12 年度（2030 年度）までに新築建築物の平均で Z E B Ready 相当となることを目指す。

ウ 公用車における電動車の導入

環境負荷の少ない電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の導入に一層努め、令和 12 年度（2030 年度）までに、法務省の一般公用車に占める電動車導入率を 100 % にする（ただし、代替可能な電動車がない場合等を除く。）ことを目指す。

エ L E D 照明の導入

既存設備を含めた法務省全体の L E D 照明の導入割合を令和 12 年度（2030 年度）までに 100 % にすることを目指す。

オ 再生可能エネルギー電力調達の推進

令和 12 年度（2030 年度）までに法務省が調達する電力の 60 % 以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

（3）水環境の保全のための取組

節水コマを利用するなどして、毎年度の上水道使用量を令和 4 年度（2

022年度)の水準以下に抑えることを目標とする。

(4) 廃棄物の削減のための取組

ア 環境負荷の低減に資する環境物品等の調達

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)の適切な実施を推進するための方針を定め、環境に配慮した物品調達に努める。

イ 廃棄物の減量

文書の電子化・用紙の両面利用の徹底などを通じて用紙使用量を削減するとともに、耐久性の高い物品の購入及び廃棄物の分別・再利用の徹底に努めるなどして、廃棄物の発生を抑制する。

ウ 施設の緑化

敷地内の緑化に努めるとともに、屋上緑化等の推進を図る。

(5) 被収容者への啓もう活動

矯正施設に収容されている被収容者に対し、日常生活におけるゴミの分別等の指導を通じて、環境意識を啓もうする。

4 環境配慮の方針の推進体制

上記3の方針の推進のため、環境配慮の方針推進本部(以下「推進本部」という。)を設け、その運営について次のように定める。

(1) 推進本部の体制

ア 本部長は、大臣官房長をもって充てる。

イ 副本部長は、大臣官房秘書課長をもって充てる。

ウ 委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、本部長は、臨時に委員を指名することができる。

(ア) 大臣官房人事課長

(イ) 大臣官房会計課長

(ウ) 大臣官房施設課長

(エ) 大臣官房厚生管理官

エ 事務局は、大臣官房秘書課が行う。

(2) 推進本部の業務

推進本部は、次に掲げる業務を行う。

ア 環境配慮の方針の改定案の作成

イ 環境配慮の方針の推進

(3) 推進本部事務局の業務

ア 推進本部の運営

イ 年1回以上の環境配慮の方針の進ちょく状況の点検及び公表